

令和7年3月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和7年3月7日（金）午後2時30分～午後3時50分
 2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室
 3 出席委員

(1) 農業委員 18名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	8	徳留 佳代	14	芝 順子
2	山崎 秀和	9	坂本 一	15	伊勢脇 精藏
3	山本 美加	10	谷崎 容子	16	土居 忠栄
4	桑原 宏文	11	遠地 美千代	17	清水 優志
5	井上 靖好	12	山本 官	18	岡崎 誠
7	安藤 久徳	13	池田 三郎	19	植 俊彦

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	5	宮地 秀之	7	宮地 浩
3	宮崎 幸一	6	室津 平	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 1名

番号	氏名
6	加用 雅啓

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	金子 伸
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	下村 陽次郎		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（10件）
 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について（1件）
 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について（3件）
 第4号議案 非農地証明書の交付について（7件）
 第5号議案 農用地利用集積計画案について（12件）
 第6号議案 農用地利用集積計画案（一括方式）について（4件）

報告事項

その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	只今から令和7年3月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。議席番号6番 加用 雅啓委員の1名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中18名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 なお、推進委員は、東 正世 委員、岡本 尚子 委員より欠席の届出がありました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長（清水会長）	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号9番 坂本 一 委員、議席番号10番 谷崎 容子 委員をお願いします。
議長（清水会長）	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。 番号1。土地の表示は、西土佐奥屋内字中屋敷 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴40年の72歳の方で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具は、トラクター、コンバイン、田植機を所有しているとのことです。申請地は自宅前となっております。 現在、申請地は休耕地となっており、取得後は譲受人が季節野菜を耕作していくことで、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号2。土地の表示は、蕨岡字丁ギケダバ 他、以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴40年の62歳の方で、農作業への従事日数は年間300日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機を所有しているとのことです。 申請地は自宅から約3分の距離となっております。

現在、申請地は果樹や野菜を栽培しており、取得後は引き続き譲受人が果樹や野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして議案書は3ページになります。

番号3。土地の表示は、具同字下モ北澤 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴43年の73歳の方で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機をリースしているとのことです。申請地は自宅から約10分の距離となっております。

現在、申請地は水稻を栽培しており、取得後は引き続き譲受人が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして議案書は4ページになります。

番号4。土地の表示は、田野川字池田 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴2年の48歳の方で、農作業への従事日数は年間180日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の妻の2人となっております。農機具につきましては、管理機を所有しており、田植機、乾燥機、コンバインを妻の父が所有しているため、それを借りて使用するとのことです。申請地は自宅から約10分の距離となっております。

現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人とその家族が水稻や季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして議案書は5ページになります。

番号5。土地の表示は、磯ノ川字ミノコシ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は67歳の方で、農作業歴はありませんが、農作業への従事日数は年間150日の予定となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、草刈り機を所有、トラクター、コンバインをリースする予定です。申請地は自宅から約20分の距離となっております。

現在、申請地は水稻を栽培しておりますが、取得後は引き続き譲受人が管理をしていく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして番号6。土地の表示は、双海字中平ノ山 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は57歳の方で、農作業歴はありませんが、農作業への従事日数は年間150日の予定となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、所有しておらず、クワを使って農作業をする予定です。申請地は自宅から約20分の距離となっております。

現在、申請地は何も作付けされておりませんが、取得後は譲受人が季節野菜や果樹を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして番号7。土地の表示は、古津賀字コヤケハナ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は47歳の方で、農作業歴はありませんが、農作業への従事日数は年間150日の予定となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクターを所有しております。申請地は自宅から約10メートルの距離となっております。

現在、申請地は季節野菜を栽培しており、取得後は引き続き譲受人が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして議案書は6ページになります。

番号8。土地の表示は、大用字カゲハタ 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴50年の74歳の方で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。申請地は自宅から約350メートルの距離となっております。

現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人がブシュカン等の果樹を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして議案書は7ページになります。

番号9。土地の表示は、西土佐玖木字ヲトナシ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴30年の80歳の方で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具は、管理機・軽トラック・草刈り機を所有しているとの

	ことです。申請地までは、40 kmほどの距離となっております。 現在、申請地は休耕地ですが、取得後は譲受人がゆず・季節野菜を耕作していくことで、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号 10。土地の表示は、竹島字長山 以下議案書記載のとおりです。申請理由は賃貸借で、申請者についても議案書記載のとおりです。申請地はあぐりっこ内の研修農地で4区画に分かれており、4区画のうち1区画の1,500㎡については新規就農者へ貸借済みとなっております。その残りの部分について、四万十市が研修目的で使用するということです。令和4年度に農地法第3条で賃貸借を結んでおり、終期が令和7年3月31日までとなっているため、今回、更新するものです。貸借期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となっております。農地法施行令第2条第1項ロ（地方公共団体がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共の用に供すると認められること。）により、借り受けが可能ということであります。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「土居委員」1番についてお願いします。
●16番 土居委員 （西土佐奥屋内地区ほか担当）	2月11日に室津推進委員と譲受人と申請地の状況確認及び譲受人への聞き取りを行いました。申請地は田んぼで休耕地となっており、少しカヤなどが生えておりますが耕作可能な農地です。譲受人は主に水稻を耕作しており、今回取得しようとする農地については、水の便利が悪いため畑として季節野菜を耕作していくとのことです。周辺の農地に影響はありません。また、譲受人が現在所有している農地についても効率的に耕作しており、農作業に常時従事すると認められます。 以上のことから、農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	室津推進委員から、意見などはございませんか？
◇室津委員 （西土佐奥屋内地区ほか担当）	土居委員と現地へ行きまして、譲受人に確認をしています。今でも水稻を栽培しておりますので、特に問題はないかと考えております。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「谷崎委員」「池田委員」2番についてお願いします。

●10 番 谷崎委員 (蕨岡甲地区担当)	この案件は、地番が甲と乙とあります。担当者が違いますので、まず、蕨岡甲担当の谷崎より説明いたします。 2月25日午後1時半に、譲受人と池田委員、東推進委員、谷崎と現地確認及び譲受人への聞き取りを行いました。譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、4年ほど前までは譲渡人の母親が畑として耕作していたそうです。母親が亡くなってからは譲受人が耕作していたそうです。農地は綺麗に耕うんされていました。この土地の名義が、譲渡人の父親から本人に名義変更したのを機に、贈与するという話で今回の申請になったそうです。譲受人は主に野菜を耕作しており、今回取得しようとする農地についても野菜を耕作していくとのことです。周辺の農地に影響はありません。 以上のことから、農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
●13 番 池田委員 (蕨岡乙地区担当)	2月25日に谷崎委員と東推進委員、譲渡人と現地確認を行いました。登記の方は雑種地となっていますけど、現在は綺麗な畑になっていまして、果樹を植えていました。 雑草が生えている場所は綺麗に草を刈って果樹を植えるとのことでした。譲受人は最近になって農業に従事している方で熱心にされています。 以上のことで、農地法3条の申請は妥当だと思います。
議長 (清水会長)	東推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「徳留委員」3番についてお願いします。
●8 番 徳留委員 (具同地区担当)	2月26日、申請地の状況確認を行いました。申請地の現況は田となっており、既にトラクター等で整備されました。その後譲受人へ電話での聞き取り調査を行いました。譲受人は水稻や野菜を耕作しており、今回取得しようとする農地は全て水稻を耕作するとのことです。周辺の農地に影響はありません。また、譲受人が現在所有している農地についても、水稻と季節野菜を耕作しているとのことで、効率的に耕作しており農作業に常時従事すると認められます。 以上のことから、農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
議長 (清水会長)	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	2月23日に現地を確認しました。特に問題ないと思います。以上です。

議長（清水会長）	続きまして、「山本官委員」4番についてお願いします。
●12番 山本官委員 （後川地区担当）	4番について説明をします。26日の午後1時頃、武井推進委員と現地で譲受人と会い、聞き取りを行いました。 譲受人は、東京に住んでいて、妻が佐田なので妻の里へ帰っていたところ、田野川に空きがでたということで、その空き家を購入するということで、その周辺の農地も買っていたきたいということで、周辺の農地も買うということで今回の申請となっております。家の周りは農地といいましても耕作放棄されているところで、かなり草が生えていますが、周りは綺麗に刈って、今からも綺麗にして季節野菜を作ったり、柿とか果樹が植わっているところは、そのまま引き続いて、そこを綺麗に管理するということです。耕作放棄地の解消にもなりますし、3条許可は適当と考えます。以上です。
議長（清水会長）	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 （大川筋・後川地区担当）	2月26日の1時過ぎに、譲受人と山本委員とで話し合いをしました。譲渡人の実家の整理という意味もあったと思いますが、家と田畑、その他を整理したものです。家の周りは作付面積が田や畑、果樹園の土地があり、農作業を計画的にやりやすい状況にあります。原野になっていた田畑も、山本委員が説明したように作業を進めていく予定ということのようです。何も問題事項はなく、所有権移転も妥当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「山本美加委員」5番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	2月26日から28日にかけて、申請地の状況確認および譲受人への聞き取り、農業会議の田中さんや市役所の岡本さんに相談等を行いました。申請地の現況は田となっております。譲受人は専業主婦であり、農業をしておりません。今回取得しようとする農地については、旬の野菜を夫と一緒に耕作していくとのことです。農機具は持っていないらしくて、貸してもらおうそうです。周辺の農地に影響はありません。譲受人は農業経験のない方なので、今後は農地パトロールをして、耕作状況や農作業に従事しているか確認していきます。行政書士が代理人となっておりますので、私は農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。

議長（清水会長）	岡本推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「井上委員」6番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	2月26日に、代理人の行政書士と譲受人の双方に電話をして申請に係る内容について確認を行いました。現地確認については、以前にその一部に譲受人が住宅建築のための申請が出ており受理され、その部分で現地を確認しておりましたので、今回は行っておりません。家の周りを囲む形で土地が余ってますので、その部分を今回購入して家庭菜園をされるということを本人からお聞きしました。そういう面で、今回の土地取得は合理的で適当であると判断しました。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮崎委員 （下田・八束地区担当）	2月27日に現地の確認に行きました。この3条の申請は適当であると思いました。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「山崎委員」7番についてお願いします。
●2番 山崎委員 （八束・東山地区担当）	2月26日、譲受人に聞き取りを行いました。現在、季節野菜が植わっている畑でした。譲受人は47歳で、近くで車屋を経営しています。農作業経験はないですが、農業に興味があり、家族が作る野菜を子どもに食べさせたいという思いがあり、家の近くである畑を買って作ってみたかったと言っていました。農機具はおじさんに借りてやるそうです。 以上より3条については問題ないと思います。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	2月23日に譲受人に電話で確認をしました。この方は今言われたとおり、自動車会社を経営している方で、会社のすぐ裏であり、自宅のすぐ東隣である農地で野菜を作りたいということでした。特に問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「伊勢脇委員」8番についてお願いします。
●15番 伊勢脇委員 （富山地区担当）	2月26日に譲受人と会い、話を聞くことができました。譲受人、譲渡人は地区住民であり、自分も知り合いです。申請地の状況ですが、申請書は休耕となっておりますが、昨年度も214番1、214番2、214番3は地区の方が水稻を耕作しておりました。しかし、秋口にイノシシの害にあい、収穫には全く至っていない状況です。というような申請地ですので、譲受人は果樹等を栽培していくとのこと。譲受人はもともと百姓ではないので、農業用機械

	はあまり持っていない、草刈り機とかなんとかは持っていますが。周辺の農地は譲受人の畑であり、影響は全くありません。 以上のことから、農地法第3条の規定については適当と考えます。以上です。
議長（清水会長）	東推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「土居委員」9番についてお願いします。
●16番 土居委員 （西土佐奥屋内地区ほか担当）	2月26日、室津推進委員、申請代理人とで申請地の状況確認をしました。申請地は畑でユズが植えてありますが、休耕地の状態でした。2月27日、電話にて譲受人への聞き取りを行いました。現在宿毛に住んでおりますが、元々お母さんが玖木の出身で、今回の申請地は先祖代々持っていた農地で、買い戻したいと話していました。譲受人は現在所有している農地は、季節野菜や柑橘類を耕作しているそうです。今回取得する農地については、宿毛から通いながら、一度にはできないと思うけれど、少しずつ駄目なユズの木などは切り、業者の人でも借りて重機も入れて整地をして、そのうえで季節野菜や果樹をふくめた農作物を耕作していくとのこと。周辺の農地に影響はありません。 以上のことから、農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	室津推進委員から、意見などはございませんか？
◇室津委員 （西土佐奥屋内地区ほか担当）	2月26日に現地を見ましたが、若干ユズも見えておりまして、下はカヤとか木も生えておりますが、本人がそこで果樹をやりたいという意向がすごい強いということもあり、陰地ですので、西日もたたないので品質的にはいいものが管理すればできるという状況ですので、やるには木を切ったりとか重機も入れんとなかなか厳しいところがありますが、その意向でやるということですので大丈夫だと思っております。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「井上委員」10番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	先ほど事務局からも説明がありましたが、あぐりっこのところで更新をされるということです。そのなかで一部新規就農の方がトマトを栽培していますが、電話をして聞きました。非常に熱心に真面目にやっている方で、自分のハウスを建設する予定もあって、農地も取得する意向がありますが、その間あぐりっこのところで、それまで営農を行うと

	いうことらしいです。そのようなことから適当であると判断しております。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮崎委員 （下田・八束地区担当）	27日に現地に確認に行きました。研修用施設内のところですので、特に問題ないと思いました。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は8ページになります。 番号1。土地の表示は山路字下モヤシキ以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。2月27日、会長と事務局で現地に向かい、地区担当の山崎委員と宮崎推進委員および申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、墓地にするものです。場所については、八束小学校より3.2kmほどのところにある農地です。北側は河川、南側は公衆用道路、東側は申請人所有の農地、西側は隣地する農地となっており、所有者から同意書の提出があります。排水については、雨水は自然浸透させ、周辺地域には影響がないと判断できます。 よって、申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地であり、転用が許可できる土地と判断されます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山崎委員」1番についてお願いします。

● 2 番 山崎委員 (八束・東山地区担当)	2月27日に事務局、会長、宮崎推進委員とで現地を確認しました。写真から見て分かるように、1枚の畑の中の半分を墓地にしたいということでした。現在山の上にお墓があり、家の近くであるこの土地に墓地を建てたいということでした。周辺の農地に及ぼす影響はありません。以上のことから適当だと思います。
議長 (清水会長)	宮崎推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮崎委員 (下田・八束地区担当)	山崎委員が言うたとおりでいいと思います。以上です。
議長 (清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長 (清水会長)	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長 (清水会長)	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長 (清水会長)	続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は9ページ・10ページになります。 番号1。土地の表示は、古津賀字三丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。2月27日、会長と事務局で現地に向かい、地区担当の山崎委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を新築するものです。場所については、古津賀駅より約950mに位置する農地で、西側は市道、北側、東側、南側に隣接する農地の所有者からは同意書の提出があります。排水計画について、雨水は前面市道へ排水します。家庭排水については合併浄化槽を設置し前面市道へ排水します。 申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。

	続きまして、番号2。土地の表示は、具同字東ノ丁 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。2月27日、会長と事務局で現地に向かい、地区担当の徳留委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、宅地造成し転用許可後に戸建て住宅を建築するものです。場所については、具同駅より約1.2キロメートルに位置する農地で、西側は市道、南側及び東側は宅地、北側に隣接する農地の所有者から同意を得ています。雨水・生活排水については、合併浄化槽を設置し前面市道へ排水します。 申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている準工業地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。 続きまして番号3。土地の表示は、古津賀字トリクビ以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。2月27日、会長と事務局で現地に向かい、地区担当の山崎委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅建築するものです。場所については、古津賀駅より約1.3キロメートルに位置する農地で、西側、南側は市道、北側、東側は住宅のため周辺に農地はありません。排水計画について、雨水は自然浸透と南側の既存側溝へ排水します。雑排水は合併浄化槽を設置し南側既存側溝へ排出します。 申請地は、第1種・第2種・第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他の農地となり、第3種農地に立地は困難と認められる場合には転用が許可できる土地と判断されます。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山崎委員」1番についてお願いします。
●2番 山崎委員 （八束・東山地区担当）	2月27日に事務局、会長とで現地確認をいたしました。以前からもあるように、住宅が建っている地域でありまして、周辺に及ぼす影響はないと思われます。 よって、適当だと思います。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	2月23日に現地を確認しました。譲渡人は自分のハウスの地主でもあり、少し話を聞きましたが、こちら辺には

	色々と土地を持っているそうです。転用が許可できる土地ということですので、問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「徳留委員」2番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	先ほど事務局が説明してくれたように、2月27日に確認に行きました。宅地に転用するものですが、北側は耕作されていない農地、南側は道路を挟んで宅地、東側は倉庫が建っています。西側は道路を挟んで田となっています。 周辺農地への日照の影響もなく、営農への支障もないと思われます。 以上のことから、転用については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	2月23日に現地を確認しました。周りに住宅が建っているところで特に問題はないと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「山崎委員」3番についてお願いします。
●2番 山崎委員 （八束・東山地区担当）	近くに住宅が結構密集している地域で、ここは畑と宅地になっていますが、宅地で使用するということで、周辺に及ぼす影響はないと思われましたので適当だと判断します。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	この場所は自分のハウスのすぐ近くの場所で、よく通るところですが、周りに住宅も建っていますし、特に問題はないと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第4号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

第4号議案 非農地証明書の交付について説明します。
議案書は11ページになります。

番号1。土地の表示は山路字カウカ峯山、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2月27日、地区担当の山崎委員、宮崎推進委員と申請人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に山林となっております。課税状況についても、山林での課税となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして番号2。土地の表示は古津賀字長谷口、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2月27日、地区担当の山崎委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は原野となっております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成19年時点の航空写真では既に農地ではない状況となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして番号3。土地の表示は江ノ村字イセキ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2月27日、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は家が建っている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に建物が建っている状況となっております。課税状況についても、宅地での課税となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして番号4。土地の表示は渡川二丁目、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2月27日、地区担当

	の徳留委員、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は車庫及び家が建っている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に建物が建っている状況となっております。課税状況についても、宅地での課税となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。 続きまして番号5。土地の表示は小西ノ川字ホソサコ他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2月27日、地区担当の伊勢脇委員、東推進委員、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に農地ではない状況となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 続きまして、議案書は12ページになります。 番号6、番号7につきましては、一帯の場所にあり、非農地となった時期及び事由等も同じですので、まとめて説明させていただきます。土地の表示は平野字笠松 他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2月27日、地区担当の井上委員、宮崎推進委員、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成19年時点の航空写真では既に農地ではない状況となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山崎委員」1番についてお願いします。

● 2 番 山崎委員 (八束・東山地区担当)	2月27日に事務局、会長、宮崎推進委員と申請者と現地確認をしました。四万十屋の裏のあたりの山です。だいぶ高いところで平たいところがあったので、その場所だと思います。申請者の説明もあって、農地として復興するのは困難だと思いますので、非農地証明は適当であると思います。以上です。
議長(清水会長)	宮崎推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮崎委員 (下田・八束地区担当)	27日に現地を見に行きました。山崎委員の言ったように、非農地証明書の交付については適当であると思います。以上です。
議長(清水会長)	続きまして、「山崎委員」2番についてお願いします。
● 2 番 山崎委員 (八束・東山地区担当)	2月27日に事務局、会長とで現地確認をしました。耕作放棄をして何年も経っていて、農地に戻すのは困難だと思われて、非農地証明は適当であると思います。以上です。
議長(清水会長)	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	今言われたように、非農地証明の交付については特に問題はないと思います。以上です。
議長(清水会長)	続きまして、「山本美加委員」3番についてお願いします。
● 3 番 山本美加委員 (中筋・東中筋地区担当)	番号3について、当該地は平成15年頃から田を埋め立て宅地になっております。現在は宅地として利用されていませんが、今後は江ノ村に移住してくれる方に貸していく予定だそうです。人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はありません。 以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長(清水会長)	岡本推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「徳留委員」4番についてお願いします。
● 8 番 徳留委員 (具同地区担当)	当該地は40年以上前の昭和54年頃に2階建ての車庫兼住宅を建築し、宅地として利用されています。人為的に転用されてから15年以上経過していますので、農地行政上も特に支障はありません。 以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。
議長(清水会長)	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	2月23日に現地を確認しました。写真のように、もう既に家が建っている状態で、農地への復旧は困難だと思われます。

	以上のことから、非農地証明書の交付については問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「伊勢脇委員」5番についてお願いします。
●15番 伊勢脇委員 （富山地区担当）	先月27日に事務局、行政書士、東推進委員とで現地を確認しました。現地は小西ノ川大西ノ川線沿いにあり、事務局の説明どおり、何も問題ありません。 以上のことから、農地法第2条許可申請は適当だと考えます。以上です。
議長（清水会長）	東推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「井上委員」6番・7番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	詳細につきましては先ほど事務局の説明にあったとおり、2月27日に行きまして、この現地写真には見えてないもっと先の方には、以前に使用されておりました会社が植えていた植木とかがあっちこっちに点在しておりまして、それ以外にもこのような状態ですので、農地に戻すというのは非常に困難な状態だと判断し、非農地としては適当であると思います。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮崎委員 （下田・八束地区担当）	井上委員が言うたとおりで、非農地証明の交付は適当だと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第4号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。

それでは第5号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は13ページ、農用地利用集積計画書（案）は14ページから16ページになります。

なお、12番につきましては申請者から取り下げの申し出がありましたので議案から削除させていただきます。

それでは1番・2番について説明いたします。借受人は下田地区で生姜の栽培を予定している認定新規就農予定者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は2名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定となっております。貸借期間は、令和7年4月1日から令和27年3月31日までの20年間となっております。

続きまして、3番について説明いたします。借受人は下田地区でトマトの栽培をしている認定新規就農者です。今回の申請は、更新の申請です。貸付人は1名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は使用貸借権の設定となっております。貸借期間は、令和7年8月8日から令和10年8月7日までの3年間となっております。

続きまして、4番について説明いたします。借受人は後川地区でナスの栽培をしている中心経営体です。今回の申請は、更新の申請です。貸付人は1名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定となっております。貸借期間は、令和7年8月1日から令和27年7月31日までの20年間となっております。

続きまして、5番から7番について説明いたします。借受人は東中筋地区で水稻の栽培をしている農業法人です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は3名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定となっております。貸借期間は、5番、6番については、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となっております。7番については、令和7年4月1日から令和27年3月31日までの20年間となっております。

続きまして、8番から11番について説明いたします。借受人は中筋地区で水稻の栽培をしている認定農業者です。今回の申請は、新規及び更新の申請です。貸付人は4

	名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定となっております。貸借期間は、8番については、令和7年3月7日から令和12年3月6日までの5年間となっております。9番については、令和7年4月9日から令和12年4月8日までの5年間となっております。10番、11番については、令和7年6月8日から令和12年6月7日までの5年間となっております。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「井上委員」1番・2番・3番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	1番・2番について説明させていただきます。2月26日に電話させていただきました。翌27日10時に圃場で本人に会い、色々と聞き取りをさせていただきました。非常に誠実で真面目そうな方で、その方の父親も既に長いこと前のハウスでショウガを作られていて、一緒にやっていくということで、6月にレンタルハウスを着工し9月完成で、自分のハウスにショウガを植えていくということのようです。経験豊富な父親が前のハウスでやられているので、安心して営農していけるのではないかと思います、人物的にも非常に好青年で期待しております。 以上のことから、適当であると判断しております。 3番につきましては、あぐりっこで既に研修を終えて、新規就農で新しいハウスを建てるまでに利用されるという方です。非常にこの方も熱心に誠実で、品目は違いますが、私のハウスにも色々ハウスのことについて聞きに来たりして、熱心にされておりますので、順調にやっていくものと思います。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮崎委員 （下田・八束地区担当）	2月27日に現地に確認に行ってみました。井上委員が言うように、この件については適当であると思いました。
議長（清水会長）	続きまして、「山本官委員」4番についてお願いします。

●12 番 山本官委員 (後川地区担当)	2月26日に武井推進委員と借受人のハウスで聞き取り調査を行いました。現況は普通ナスを栽培していて、市場や直販所に出荷しているということで、農協にも出荷する計画もあるということで伺っております。今後も普通ナスを栽培していきたいということです。口鴨川の区長にもお会いして話を聞きましたが、部落でも担い手の一人として頑張っているということで、問題はないという話を聞いておりますので、更新については適当と考えます。以上です。
議長 (清水会長)	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)	山本委員からご説明がありましたように、3人で面談をいたしました。広いハウスの中で、ナス畑ですが、収穫作業をしていたところを訪ねて行ったということです。借受人は、これからもナスに専念していくと意欲的に語っておられ、栽培状況を見る限り問題ないという判断をさせていただきました。以上です。
議長 (清水会長)	続きまして、「山本美加委員」5番から11番についてお願いします。
●3 番 山本美加委員 (中筋・東中筋地区担当)	番号5から7について、借受人とはFacebookやインスタでも以前から繋がっていて、農作業の今何しよるかということもよく存じておりました。番号8から11の借受人も以前お話したことがあって、その地域に根差して頑張っていくという人ということは存じておりました。今回、番号5から7、番号8から11について、同じような内容ですので一緒にご報告させていただきます。2月26日、28日申請地の状況確認および借受人への聞き取りを行いました。申請地の現況はすべて田となっております。借受人は2人とも認定農業者であり、水稻を耕作しています。今回借受しようとする農地についても、水稻を耕作していくとのことです。周辺の農地に影響はありません。借受人が農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められます。江ノ村と有岡の農地を今後も守っていつてくれる2人です。 以上のことから、農用地利用集積計画については適当であると考えます。以上です。
議長 (清水会長)	岡本推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第5号議案 農用地利用集積計画案について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案について、これを適当と認め答申することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第6号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案（一括方式）について議題といたします。 なお、4番については山本官委員に係る案件ですので、先に1番から3番の審議、採決を行います。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは第6号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（一括方式）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は17ページ、農用地利用集積計画書（一括方式）は18ページになります。 1番から3番について説明いたします。借受人は具同地区で水稻の栽培をしている方です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。貸借期間は、令和7年3月7日から令和10年3月6日までの3年間となっています。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「徳留委員」1番から3番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	2月26日、まず申請地の現状確認や状況確認を行いました。先月にも同じ借受人で計画案が出されて、承認されている土地の南側の土地となります。申請地の現況は田となっており、既にトラクター等で整備されていました。その後、借受人へ電話での聞き取り調査を行いました。借受人は主に水稻を耕作していて、今回取得しようとする農地についても、すべて水稻を耕作するとのことでした。周辺農

	地にも影響はありません。また、この借受人は先月も話しましたが、耕作の事業に供する農地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められて、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められると思います。 以上のことから、農用地利用集積計画案（一括方式）については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	徳留委員が言われたとおりで、特に問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第6号議案 農用地利用集積計画案（一括方式）の1番から3番について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案（一括方式）の1番から3番について、これを適当と認め答申することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、4番について審議、採決いたします。 なお、関係者ですので、山本官委員は退室をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、4番について説明いたします。借受人は後川地区で水稻の栽培をしている農地所有適格法人です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。貸借期間は、令和7年3月7日から令和17年3月6日までの10年間となっています。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 この案件については山本官委員に係るものであり、農業委員の意見は省略します。 武井推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)	26日に現地で確認させていただきました。地図で見るとおり、色が合体していきますと5反ほどの大きな田んぼになるというようなことでございまして、県公社のあっせんによるものでございますので、別に問題要素はないというふうに安心して確認をさせていただきました。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第6号議案 農用地利用集積計画案（一括方式）の4番について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案（一括方式）の4番について、これを適当と認め答申することといたします。 山本官委員は入室してください。
議長（清水会長）	続きまして、その他でございますので、事務局よりお願いいたします。
事務局	令和7年度最適化活動の目標の設定等について説明を行います。お手元に配布させていただいております両面2枚綴りの「令和7年度最適化活動の目標の設定等（別紙様式1）」をご覧ください。 1ページ目の「農業委員会の状況」については、今年度委員の体制が変わりましたので数値等を変更しております。他は昨年度からの大きな変動はありません。 次に、2ページ目の「Ⅱ最適活動の目標」をご覧ください。「①の現状および課題」についてですが、「管内の農地面積」は2,080ヘクタール、「これまでの集積面積」は251.9ヘクタール、集積率は12.1%です。「課題」については、利用権設定等を行っていないケースも多く、集積実態の把握が難しい状態です。また、未相続の農地が多く、利用権設定等の法的手続きが困難なケースもあります。 「②の目標」についてですが、「農地の集積の目標年度」は令和13年度、「集積率」は58%です。これは、県の目標に合わせております。7年度の新規集積面積は15ヘクタールとし、「これまでの集積面積」251.9ヘクタールに15ヘクタールを加えたものが、「7年度末の集積面積

	(累計)」266.9ヘクタールとなります。よって、「(目標)7年度末の集積率」が12.8%となります。(2)遊休農地の解消についてですが、遊休農地は67.4ヘクタールです。昨年度からの大きな変動はありません。 次に、3ページ目の「(3)新規参入の促進」をご覧ください。「①現状および課題」の「令和6年度新規参入者」は2経営体で0.7ヘクタールです。「課題」は、新規就農を希望する者にとっては、農地や資金の確保が課題となっております。「②目標」の「権利移動面積」は令和6年度7.9ヘクタール、3年間の平均が9ヘクタールです。 次に「2 最適化活動の活動目標」ですが、推進委員等の日数目標は、ひと月6日となっており、県の目標に合わせております。「活動強化月間の設定目標」は、取組時期を「10月～12月」とし、「取組項目」が「遊休農地の解消」。内容は、農業委員・推進委員と連携して農地中間管理機構による貸借の周知を行い、遊休農地の解消のため農地の賃貸借等の推進を図ることにしております。遊休農地の相談があれば、事務局や機構に繋げていただければと考えております。説明は以上となります。
議長(清水会長)	以上で事務局からの説明が終わりました。 委員の皆様から何かございませんか。
●11番 遠地委員 (西土佐藤ノ川地区担当)	1番の課題のところにつきまして、管内に未相続の農地が多く、利用権設定等の法的手続きが困難なケースもあるというところですが、これ多大にありまして、今回12番で申請しておりました取り下げをさせていただいたのも、このことが原因で結局手続きできないということになったんですけど、こういうことは多々あると思うので、これについては対策とか何かお考えでしょうか。
事務局	すぐに解決できる問題ではなくて、相続登記の義務化ということが始まって、これから徐々に解消はされていくとは思いますが、農地、山林を含めてですけど、なかなか登記ができていないというような現状は多々ありますので、すぐにというような特効薬的な解決策は今のところは見当たらないといったような状況です。ただ、いろいろ相続登記、所有者不明農地対策といったものも国も抱えてきていますので、それに対していろんな組織が専門員を雇って、未相続農地の対策にこれから乗り出していくというような状況であると思いますので、利用権設定もできなくなっていくようなところで、今過渡期で厳しいところではありますが、そういった情報が今から国を通じておりてくると

	思いますので、この場でも情報共有はさせていただいて、皆さんでそういった課題に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。
議長（清水会長）	最後に、委員の皆様から何かございませんか。
議長（清水会長）	ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 3 月 7 日

議長 清水 優志

署名委員 坂本 一

署名委員 谷崎 容子